

契約業者以外 持ち去り厳禁

ここに出した古紙類は、
集団回収実践団体の大切な資源ですので、
契約業者以外は持っていかないでください。



※資源持ち去り行為は、条例で禁止されており、罰金の対象となります。

中野区役所